- 主 被告が平成一-_消せ 文 一年一一月二六日付けで原告に対して行った運転免許取消処分を 取り消す。
- 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

請求

主文同旨

事案の概要

原告は、平成一一年八月三〇日、国道二四六号線を事業用普通自動二輪車で走行 中、通行帯違反で交通反則告知を受けた。

被告は、同年一一月二六日、右通行帯違反に付される基礎点数を累積点数と評価 した上、原告の運転免許を取り消すとともに、原告が運転免許を受けることができない期間を同日から一年間と指定する処分を行った。

本件は、原告が、右処分は、通行帯違反の事実がないにもかかわらず、被告が事 実を誤認し、これがあることを前提として行われた違法なものであると主張して、 右処分の取消しを求めているものである。

前提となる事実(当事者間に争いのない事実及び弁論の全趣旨から認定できる 事実である。)

東京都世田谷区α一四番先国道二四六号(通称玉川通り)の上り車線(以下 「本件道路」という。)には法定の車両通行帯が設けられているところ、被告は 道路標識等により、最も歩道よりの車線(以下「第一通行帯」といい、中央分離帯に寄るに従い「第二通行帯」、「第三通行帯」という。)について、日曜及び休日を除く午前七時から同九時三〇分までの間を路線バス・通学通園バス・通勤送迎バ スの専用通行帯とし、法定の通行の区分と異なる通行の区分を指定している。 原告は、被告から運転免許(普通自動車免許及び大型自動二輪車免許)を受け

ていたものであるところ、平成一一年八月三〇日、本件道路を事業用普通自動二輪車(車両番号品川〇・〇〇〇号。以下「原告車」という。)で走行中、通行帯違反

反則告知(以下「本件交通反則告知」という。)を受けた。 3 原告は、平成一一年九月二一日午前一一時ころ、法定の除外事由がないのに、 車両通行帯が設けられ、被告が道路標識等により交差点で進行する方向に関する通 行の区分を指定した東京都千代田区 β 六番先道路において、事業用普通自動二輪車 (車両番号品川〇・〇〇〇号)を運転して直進するに当たり、右折車両通行帯を直 進し、道路交通法三五条一項に違反(指定通行区分違反)した。

満) 三点)

原告の道路交通法施行令別表第二の備考所定の行政処分歴は三回である(平成 -年二月一二日・一八〇日間の免許の効力停止処分、同九年一〇月三一日・一八 〇日間の免許の効力停止処分及び同八年一二月二〇日・六〇日間の免許の効力停止 処分)

6 被告は、平成一一年一一月二六日、道路交通法一〇四条一項に基づいて原告の 意見聴取を行った上、右同日、原告に対し、原告の累積点数及び行政処分歴が右4 及び5のとおりであることを前提に、右3の指定通行区分違反を違反行為として、 原告の運転免許を取り消すとともに、原告が運転免許を受けることができない期間 を右同日から一年間と指定する処分(以下「本件処分」という。)を行った。

7 被告は、原告に対し、平成一一年一〇月四日、右4において累積点数の算定に含まれている平成一一年七月二日の速度超過(時速二五キロメートル以上三〇キロメートル未満)の違反行為について、一五〇日間の運転免許の停止処分を行った。本件処分時において、右運転免許の停止処分の執行が既に開始されていることから、右処分があったことを、本件処分における原生の行政の公路と見ばに延信した。 ら、右処分があったことを、本件処分における原告の行政処分歴と同様に評価した 上、右速度超過の違反行為に付する基礎点数である三点を累積点数から除外する 原告の累積点数は四点、行政処分歴は四回ということになる。

被告は、仮に本件通行帯違反がなかったとすると、行政処分歴は四回、累積点数は三点になり、本件処分を軽減する措置を行う必要が生じたものであると主張して

いる。

原告は、被告に対して、平成一二年一月一四日、本件処分の取消しを求めて、 本訴とほぼ同様の理由により不服申立てを行っているが、右申立てに対する決定は されていない。

争点

本件通行帯違反の事実の有無(本件の具体的な事実関係において、原告の走行が

通行帯違反といえるかどうか) なお、被告が前記一7で主張する処分軽減措置については、その法的根拠が明確 でなく、仮にこれが事実上の取扱いにすぎないとすると、本件についての原告の主 張はいわゆる主張自体失当で

はないかとの疑問が生ずるところであるが、処分権限を有する被告が、右措置の必 要性を明確に主張する一方、何ら右のような主張をしていないことにかんがみ、本 件については、主張自体失当という問題がないものとして判断をすることにする。 三 争点(本件通行帯違反の事実の有無(本件の具体的な事実関係において、原告 の走行が通行帯違反といえるかどうか))に対する当事者の主張(原告の主張) 1 原告は、平成一一年八月三〇日午前八時四〇分ころ、事業用自動二輪車で配達

業務中、本件道路の第一通行帯を走行していたとして、本件交通反則告知を受け

原告は、当初第二通行帯を走行していたが、左折するために第一通行帯に車線変 原合は、ヨ彻泉一週11冊でたりしていたが、なかりっただら、 更した。ところが、左折しようとした道路が進入禁止であることが分かったため、 再び第二通行帯に戻り走行を続けようとしたものである。 2 左折するために第一通行帯を走行することは違反ではないはずであり、道を誤

ったために再び第二通行帯に戻ることも違反ではないはずであるから、本件通行帯 違反の事実はない。

3 被告は、別紙図面のとおりの配置で取締りを行った旨主張するが、事実と異な 当日は、第一通行帯と第二通行帯の間に立ち、第一通行帯を走行している車両 る。ヨロは、第一週11年と第二週11年の間に立ら、第一週11年とた110といる早間を第二通行帯に誘導している警察官がおり、原告はこの警察官の手前で、左折するために第一通行帯に車線変更した。その後誤りに気付いて第二通行帯に戻ったことは右1のとおりであり、取締りをしていた警察官も、第二通行帯に戻るまでの第一通行帯を走行した距離は三〇メートルより長くはないと言っていた(原告は、当日黄色のベストを着用して走行しており、警察官が間違うはずがない。)。 4 その後取締りをしていた警察官から「何故 道を知らないか 」と説教された

その後取締りをしていた警察官から「何故、道を知らないか。」と説教された 最終的には「何でもいいから、早く免許証を出せ。」と言われ、出さないと逮 捕される勢いだったので免許証を提示したところ、交通反則切符を切られたのであ

以上のとおり、原告は、左折のために、本件道路の第一通行帯を走行したので あり、本件通行帯違反の事実はないから、右違反に対する基礎点数を累積点数とし て評価した上で行われた被告の本件処分は違法である。 (被告の主張)

警視庁世田谷警察署交通課交通執行第一係巡査部長aほか六名は、平成一一年 八月三〇日午前七時三〇分ころから、本件道路において、通行帯違反等の指導取締 りを行った。

同係

巡査長 b は、午前八時五八分ころ、東京都世田谷区 γ 六番先歩道上 (別紙図面 ▲地点) において、δ方面約五〇メートルの地点 (別紙図面 (A) 地点) に、時速約三 〇キロメートルの速度で第一通行帯を単独で走行してくる原告車を発見した。

原告車が第一通行帯を走行したまま同巡査長の前を通過したので、同巡査長は b 巡査長の位置から渋谷方向約一二〇メートルの東京都世田谷区 α 一四番東京消防 庁管理地前の車道際歩道上(別紙図面(ア)地点)にいたa巡査部長に向けて、所

持していた停止灯を振り、違反車両の存在を連絡した。 3 一方、a巡査部長は、右2と同じ時刻ころ、δ方面を監視していたところ、原 告車がδ方面約一七〇メートルの地点(別紙図面(A)地点)の第一通行帯を走行 してくるのを発見した。a巡査部長は、原告車が、単独でb巡査長の前方(別紙図 でのとまた。 面(B)地点)を通過し、同巡査長が違反車両である旨の連絡をした後も原告車が 第一通行帯を走行し続けてくるのを現認した。そこで、a巡査部長は、歩道上から 第一通行帯に降り、「止まれ」と記載された停止旗で原告車に停止を求めた(別紙 図面(B)地点)。

原告車は、a巡査部長の手前約四五メートルの地点で、第二通行帯に車線変更

しようとしたが、同通行帯が渋滞で、車両が連なって停止していたため、原告車は停止していた車両と車両の間に、車体の前部を入れるようにして停止した(別紙図面(C)地点)。a巡査部長は、原告車に対して停止旗等で合図をして、東京消防庁管理地内に誘導した。

5 原告は、当初、左折するために第一通行帯を走っていたのだから、違反ではない旨を申し述べ、違反事実を認めなかったが、a巡査部長らが説明したところ、違反事実を認めた。c巡査が交通反則切符を作成し、原告に対して「上記違反をしたことは相違ありません。」と記載されている供述書欄に署名及び指印を求めたところ、原告はこれに署名及び指印をし、七日後には反則金を納付している。

6 以上によると、本件通行帯違反の事実は明らかであり、右違反に対する基礎点数を累積点数として評価した上で行われた本件処分に違法はない。

第三 当裁判所の判断

ー 本件通行帯違反の取締り

1 事実認定

証拠(各項目末尾に掲記のもの)及び弁論の全趣旨によると、次の事実が認められる。

(一) 警視庁世田谷警察署の a 巡査部長ほか六名は、平成一一年八月三〇日午前 七時三〇分ころから、本

件道路において、通行帯違反等の指導取締り(以下「本件取締り」という。) を行っていた(証人a)。

した、というものと理解することができる。)。 (三) 右車線変更地点より渋谷側にある一本目の路地は本件道路から左折する方向への一方通行であり、原告が左折することは可能であったものであり、かつ、右路地を左折する経路が、本件道路から本件配達先に向かう最短のものであった。

原告は、右路地があらかじめ考えていた二本連なった進入方向の一方通行の路地の一本目であり、左折すべき路地は更に一本先(渋谷側)にあると勘違いして、そのまま第一通行帯を走行していたところ、次の路地が近づいた時点で、過去に本件道路を走行した

際の記憶から、次の路地が進入禁止であることに思い至り、別紙図面(C)付近で 再度第二通行帯に車線変更したものである。右再度の車線変更までの間に原告が第 一通行帯を走行した距離は約八〇メートルである(原告本人)。

(四) 原告が第二通行帯に車線変更した後、a巡査部長が、別紙図面(イ)付近の第二通行帯において原告車に対して停止を命じるとともに原告車を別紙図面の告知場所(以下「本件告知場所」という。)に誘導した(原告本人、証人a)。

(五) 原告は、本件告知場所において、自分は左折するために第一通行帯を走行していたのであり、通行帯違反をしていない旨申し述べたが容れられず、c巡査から免許証の提示を求められ、これを提示した。c巡査は本件通行帯違反の交通反則切符を作成し、原告に対して署名及び指印を求めた(原告本人)。

(六) 原告は、以前に交通反則告知を受けた際、違反の事実を争って署名を拒否

した経験があるところ、右の交通反則について、警察及び検察庁で取調べを受けるなどして多大な労力を費やしたこと、及び既に午前九時一〇分ころになっており、本件配達先への配達予定時刻である九時を経過していたことから、本件通行帯違反について争わないこととし、交通反則切符に署名及び指印した(原告本人)。(七) 原告は、右署名及び指印をした後、再び本件道路を走行し、 ε の交差点を左折した後、更に左折して ε 三栄商店街を抜け、午前九時一五分ころから同二〇分ころまでの間に東京都世田谷区 γ 四番又は五番に所在する本件配達先に荷物を配達した(原告本人)。

- 2 被告の主張について (一) 被告は、別紙図面(ア)地点で違反車両の現認を行っていた a 巡査部長が、本件道路の δ 方面約一七〇メートルの地点の第一通行帯を走行していた原告車を確認しており、別紙図面(B)地点付近において本件道路上である第一通行帯に警察官が立ち、警告及び誘導をしていた事実はなく、このような警察官がいたことを前提として、原告がその手前で第一通行帯に車線変更したなどという事実もないと主張しており、証人 a の証言及び陳述書(乙五)中には右主張に沿う部分がある。

他方、一般に、交通反則告知を受けた者にとっては、これに関する事実は、自分自身についての一回限りの経験であり、反則金の支払という不利益を被ることと通まって、鮮明に記憶に残るものであるといえるところ、原告はかなり多くの交通反則行為を行っているが(乙四、原告本人)、その回数及び頻度はa巡査部長らが行っている取締りのそれとは比較にならないものといえるし、その日時、場所及び態様も一致しないのであるから、それぞれが深く記憶に残るものと考えられる。そして、原告の供述は本件取締りの様子について詳細に述べるものであり、尋問に当たて、裁判所が地図を示して配達経路の確認を行った際にも、具体的かつ合理的なって、裁判所が地図を示して配達経路の確認を行った際にも、具体的かつ合理的なって、表別所が地図を示して記述とおり一定程度の合理性を有するものということができる。

でする。 また、原告は、別紙図面(B)地点付近で第一通行帯に車線変更し、別紙図面 (C)地点付近で第二通行帯に再度車線変更した旨供述しており、この間の距離が 約八〇メートルであることは 前記1(三)のとおりであるところ、原告は、その供述内容からすると、左折のた めに第一通行帯を走行することができる距離は三〇メートル以下であるとの認識を 有していたと認められるのであるから、右供述は自己に不利益な事実を認めるもの である。原告の供述は、このことが端的に派すように全体として作為がそれほど感 じられず、供述態度の点においても、言葉遣いにはぞんざいな面もあるが、事実を 包み隠さず自己の言葉でありのままに述べようとしていることがうかがわれ、その 信用性は高いということができる。

以上によると、本件通行帯違反及び本件取締りに関する具体的な事実関係のうち、原告本人尋問の結果と証人aの証言が矛盾する点について、証人aの証言に、原告本人尋問の結果を排斥するほどの信用性があるとは認められない。したがっ

て、右の点については証人aの証言及び陳述書を採用することはできない。 (三) また、被告は、原告は路上で警告・誘導をしていた警察官の位置を明確に記憶しておらず、原告本人尋問における原告の供述は信用できない旨主張するが、原告が警告・誘導をしていた警察官の位置を別紙図面(B)地点の付近であると供原告が警告・誘導をしていた警察官の位置を別紙図面(B)地点の付近であると供取の主張を前提とするものである。そして、証人aの証言によると、本件取締的を含む本件道路における通行帯違反等の取締りにおいて、各任務を担当する者の配置は、毎回同様であったというのであり、このような取締り方法の概要に関するいてまで、責任者である同証人の証言が不正確であるというべき理由はない。 と、及び右(二)のとおり、原告の供述が信用できることからすると、車線変更位に別紙図面(B)地点付近であったというべきであり、被告の主張は前記1(三)の認定を覆すものではない。

(四) さらに、被告は、原告が違反行為を認めていたとも主張するが、前記1 (六)で認定した事実に加え、原告が、本件交通反則告知の時から、本件取締りを 行っていた。巡査らに対して、左折するために第一通行帯を走行した旨申し述べて いたこと(証人a、原告本人)も考慮すると、原告が結果的に交通反則切符に署 名・指印したことが、本件通行帯違反があったこと自体を根拠付けるものではない。

い。 なお、本件交通反則告知に係る交通反則切符の告知日時の欄には平成一一年八月 三〇日午前九時五八分と記載され

ているところ(乙一)、右記載は右1(六)における認定と異なるが、a巡査部長の証言によっても、本件交通反則告知が行われた時刻は午前九時三八分より後ではないものと認められ、右告知日時の欄の記載は誤りであるというべきであるから、右記載と異なる原告本人尋問における供述の信用性及びこれに基づく右1(六)の認定を覆すものではない。

3 以上によると、原告は、平成一一年八月三〇日午前八時四〇分ころ、本件道路を左折するため、第二通行帯から、日曜及び休日を除く午前七時から同九時三〇分までの間は路線バス・通学通園バス・通勤送迎バスの専用通行帯とされている第一通行帯へと車線変更したが、その際左折すべき路地の位置を正確に認識していなかったため、本来左折すべき路地を通過した後、次の路地で左折すべく走行を続け、次の路地が近づいた時点でその路地が進入できないものであることに気付き、第二通行帯へと車線変更をしたのであり、その間第一通行帯を約八〇メートルにわたって走行したものであるということができる。

ニ 本件通行帯違反の有無

1 道路交通法二〇条三項は、車両が交差点において左折するときは、同条二項に定める通行の区分によらないで、他の車両通行帯を通行することができる旨を規定いており、道路標識により通行帯の指定が行われ、第一通行帯が通行禁止とられても、当該指定がされている道路からの左折が禁止されるものではないる通行を禁止されている通行を表しまれている。としても、道路交通法施行令二一条において、左折をするときは、左折をしるときは、右通行帯の指定に違反するものではないというべきである。とする地点から三〇メートル手前の地点に達したときに合図を行うものととめらできる地点から、左折のために通行を禁止されている通行帯を走行することができる距離は三〇メートルであるとの解釈に基づき、本件道路の第一通行帯を三〇メートルを超えて走行した原告の行為は通行帯違反となる旨主張する。

しかし、「三〇メートル手前の地点に達したとき」とは、走行中の通行帯から直接左折する場合に、あらかじめ左折の合図をすべき時期として道路交通法施行令二条が定めるものであり、いわば規定の対象を異にするるから、こまに、被告主張の解釈を導くことは困難である。また、実にも、本件のような場合に三〇メートルを超えて走行為が常に通行帯の追行帯からを選えてきる行為となるとの解釈は、必要な全確認を行ったい。第二通行帯から在連通行帯への車線変更を完了した後、第一通行帯を走行している路線バス等がするでは等も考慮して、自車の安定的な走行を確保し、その後左折の準備をする可能性等も考慮して、自車の安定的なまで、の後左折の準備をすると、の事があることを看過したものというほかない。一通行帯への違反の有無を判断することが合理的であるということもで、通行帯指定への違反の有無を判断することが合理的であるということもで、通行帯指定への違反の有無を判断することが合理的であるということもで、。)

3 前記一3のとおり、原告は、左折すべき路地の位置について明確な認識を有していなかったため、左折すべき路地が近いと考えて車線変更をしたものの、本来左折すべき路地を通過した後、次の路地で左折すべく走行を続けたところ、次の路地が近づいた時点で進入できないものであることに気付き、第二通行帯へと車線変更をしたものであり、その間第一通行帯を約八〇メートルにわたって走行したが、結果として左折することができなかった。

しかし、原告は、次の路地が進入禁止であることに気付いた時点で第二通行帯へと車線変更をしているのであるから、このような原告の走行は、仮に次の路地が進入禁止でなく、原告の認識どおり左折できる路地であり、かつ、これを左折した場合と差異がないか、少なくとも客観的に第一通行帯の走行距離において短いものでまる。

ある。

そして、左折すべき路地の位置を明確に認識していない以上、あらかじめ余裕をもって車線変更をし、左折すべき路地を深しつつ走行した場合、その距離が一〇〇メートル程度であるときには、その走行は、左折するために相当な範囲で第一通行帯を走行したものということができる。

帯を走行したものということができる。 したがって、少なくとも客観的に第一通行帯の走行距離において短い原告の走行が、被告の通行帯指定に違反するということはできないから、本件通行帯違反の事

実はなかったというべきである。

4 以上によると、本件処分は存在しない本件通行帯違反に付すべき基礎点数を累積点数に含めて行われたものであり、前記第二(事案の概要)一(前提となる事実)7のとおり、被告は、本件通行帯違反がなければ、処分内容を軽減する必要が生じた旨自認しているのであるから、本件処分

は違法な処分であるというべきである。

三 以上のとおり、原告の請求は理由があるから、本件処分を取り消すこととし、 訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法七条、民事訴訟法六一条を適用して、主 文のとおり判決する。